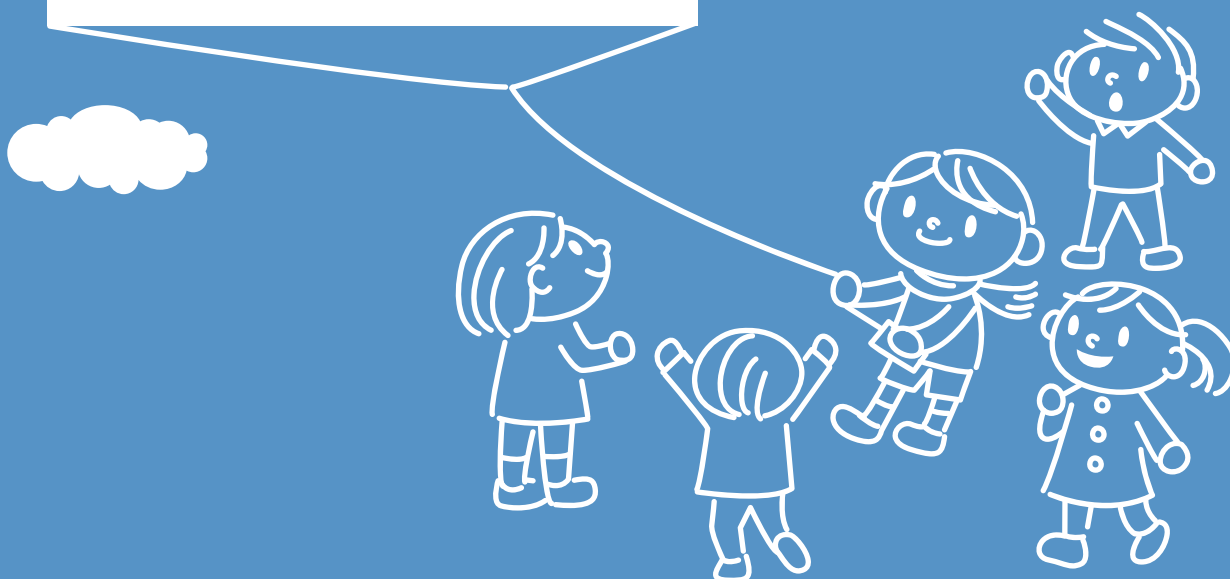


富士市 放課後児童クラブ 運営基本方針 の概要



1 基本方針策定の背景と目的

本市の放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）は、公設民営の事業形態のもと、市が各地区に設置された運営委員会等に運営業務を委託する形で運営しています。

共働きやひとり親世帯の増加等の社会情勢の変化に伴い児童クラブの重要性が高まる一方で、運営主体である運営委員会等の事務負担や責任が増し、各児童クラブ間における運営や育成内容等に差異が生じるようになりました。

このような状況を踏まえ、本市の実情に合った運営組織のあるべき姿について検討を行い、市全体の児童クラブ運営の基本的な方向性を示すものとなる本基本方針を策定しました。

● 児童クラブの設置状況等（平成 30 年 4 月 1 日現在）

設置状況 48 クラブ

事業形態 公設民営

「事業の実施主体及び設置主体」である市が、「児童クラブの運営主体」である各地区の運営委員会等に運営業務を委託。

運営形態 ①運営委員会による運営（24 小学校区 24 運営委員会）

＜運営委員会の主な構成員＞

まちづくり協議会役員、町内会（区）長、福祉推進会、民生委員・児童委員、市議会議員、小学校長、保護者会代表、支援員代表、有識者等

②一般社団法人による運営（3 小学校区 1 法人）

市内の元運営委員会委員により平成 30 年 3 月に設立

● 支援員の人数

市内の児童クラブ従事者は、延べ 425 人（平成 29 年度）

内訳：放課後児童支援員 180 人、補助員 245 人

● 利用児童数の推移（各年度 4 月 1 日現在）

年度	小学校児童数	会員児童数 (児童クラブ利用数)	入会率
平成 26 年度	14,269 人	1,919 人	13.4%
平成 27 年度	13,824 人	2,005 人	14.5%
平成 28 年度	13,665 人	2,184 人	16.0%
平成 29 年度	13,347 人	2,482 人	18.6%
平成 30 年度	13,480 人	2,913 人	21.6%
(平成 26 年度比)	(△789 人)	(+994 人)	(＋8.2 ポイント)
	(△94.4%)	(＋151.7%)	



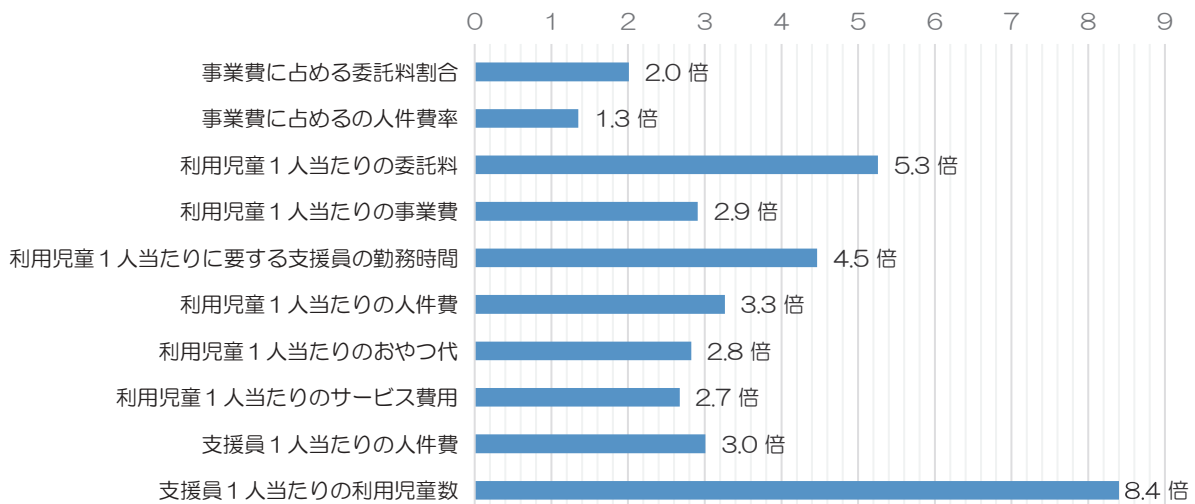
平成 29 年度における 48 クラブの運営状況の分析を行いました。各児童クラブで運営状況が異なるため、直接的な評価はできませんが、運営上のサービスの格差について整理しました。

● 児童クラブ運営に関する指標（平成 29 年度実績）

指標項目	上位	下位	中央値
月々の利用料（保護者の負担）	10,000 円	3,000 円	-
事業費に占める委託料割合 （公金の充当率）	91.8 %	45.7 %	56.0 %
事業費に占める人件費率	88.1 %	65.3 %	77.4 %
利用児童 1 人当たりの委託料	440,913 円	83,875 円	142,324 円
利用児童 1 人当たりの事業費	498,611 円	171,589 円	259,665 円
利用児童 1 人当たりの人件費	398,301 円	122,075 円	195,071 円
利用児童 1 人当たりに要する支援員の勤務時間	352 時間	78 時間	130 時間
利用児童 1 人当たりのおやつ代	31,893 円	11,297 円	19,980 円
利用児童 1 人当たりのサービス費用 （人件費、おやつ、イベント、備品、消耗品など） （児童に直接関わるものの費用）	423,555 円	158,487 円	232,470 円
支援員 1 人当たりの人件費	3,658,270 円	1,216,030 円	1,969,421 円
支援員 1 人当たりの利用児童数	28.0 人	3.3 人	10.0 人

※指標項目ごとに、最上位と最下位となる数値を掲載しています。このため指標項目ごとに対象となる児童クラブは異なります。

※月々の利用料における下位3,000 円は、高学年の利用料の事例です。



あり方検討ワークショップの意見、アンケート結果、あり方懇話会などを通じて、児童クラブ運営の望ましいあり方や方向性を導くため、運営主体としての課題や行政課題の見える化に取り組みました。

4-1. 運営課題の見える化

- (●：良い点 ▲：課題)
- ① **利用者ニーズについて**
- ▲ニーズが多様化している
 - ▲児童クラブごとのサービスに格差がある
 - ▲利用者が増加し、きめ細やかな対応ができない
 - ▲児童クラブの選択肢がない
- ② **支援員体制について**
- 支援員に向けた研修が充実している
 - ▲慢性的な人手不足が生じている
 - 地区に固定で異動がないため、継続して子どもと関わることが可能
 - ▲事務作業等が支援員としての本来業務（子どもの育成支援）を圧迫している
 - ▲クラブごと雇用内容・条件、労働環境に差がある
 - ▲資質の向上が求められている
- ③ **運営委員会について**
- 地区の特性を生かした運営が行われている
 - ▲運営上の事務負担、責任が大きい
 - 現場、子ども等の声が反映されやすい
 - ▲運営主体として子どもの育成支援についての理解、専門知識や運営ノウハウが求められる
 - 地区の子どもは地区で見守る土壌や気質がある
 - ▲利用料や開所時間など運営方法に格差があり、公平性が保たれていない
 - ▲運営委員は地区の充て職や持ち回りであるケースが多く、組織としての位置付けが曖昧である
 - ▲支援員に対する人事評価ができていない
- ④ **地区・保護者との連携について**
- 地区、保護者、学校と協力、連携体制がある
 - ▲保護者が保護者会活動に負担を感じている

4-2. 行政課題の見える化

- ① 国の新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日策定）を遵守した事業展開を行うこと
- ② 公平・公正な事業を実施すること
- ③ スケールメリットを生かした事業の効率化、コスト削減を目指すこと
- ④ 持続可能な運営主体により事業の質を確保すること
- ⑤ 支援員の慢性的な人手不足を解消し、育成支援の質を向上させること
- ⑥ 事業の実施主体（市）と運営主体との間における費用の負担等の業務分担を明確にすること

5-1. 果たすべき役割を再確認し、子どもの最善の利益を守り 安全・安心な居場所を確保します

① 子どもの最善の利益を守ります

- ・ 子どもの最善の利益（権利条約第3条）を保障します
- ・ 子どもの視点に立ち、運営内容や育成支援の内容を検討します

② 安全・安心な居場所を確保します

- ・ 子どもが安心して過ごせる生活の場として相応しい環境をつくります
- ・ 安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避することができるようにします

③ 果たすべき役割を再確認します

- ・ 遊びと生活の場を提供し、子どもの学ぶ意欲と生きる力を育めるよう支援します
- ・ 子どもが自由に自分の気持ちや意見を表現することができる力を育めるよう支援します
- ・ 子どもたちが地域に関わりを持ちながら、地域社会の一員として育まれるよう支援します

5-2. 児童クラブ運営に望まれる体制を構築します

あり方を検討する中で浮き彫りとなった4-1及び4-2の課題の解決に向けて、懇話会の意見等を踏まえ、富士市の「放課後児童クラブ運営に望まれる体制」（①～⑩の体制）を示す。

① 利用者の増減に関わらず持続可能で安定した運営基盤を有する体制

（運営課題①②③、行政課題①②③④⑤）

② 多様な利用者ニーズに効果的かつ統一的に対応できる体制

（運営課題①②③④、行政課題①②③④⑤）

③ 提供するサービスを市内で統一できる体制

（運営課題①②③、行政課題①②③④⑤）

④ 支援員の資質の向上に努めるとともに、継続的に子どもを見守ることのできる体制

（運営課題①②③、行政課題①②④⑤）

⑤ 支援員の身分を保障し、雇用条件・労働環境が整った体制（担い手の確保につながる体制）

（運営課題①②③、行政課題①②③④⑤）

⑥ 運営委員会の負担を軽減できる体制

（運営課題①③、行政課題①③④⑤）

⑦ 今後も地区の特性を生かした児童クラブ運営を行うことができる体制

（運営課題③④、行政課題①④）

⑧ 統一された組織体系により、適正な会計管理や情報公開、人事評価を行うことができる体制

（運営課題②③、行政課題①②③④⑤）

⑨ 子どもの安全・安心の確保に係る責任の所在が明確であり、適切な対応ができる体制（衛生管理、事故、ケガの防止と対応、防災及び防犯対策、来所及び帰宅時の安全確保、要望や苦情への対応を適切にとることができる体制）

（運営課題①③、行政課題①②③④）

⑩ これまで築かれてきた地区、保護者、学校との連携を継続し、発展させることができる体制

（運営課題③④、行政課題①④）

※（）内は、関連する4-1及び4-2の課題番号を表す

基本方針の実現に向けて、「児童クラブ運営に望まれる体制」を整備するための方策を検討しました。

6-1. 継続する方策

方策1：公設民営による運営を行います

- 市は、事業の実施者として主体的に児童クラブの設置及び管理を行います。

方策2：全ての小学校区に児童クラブを設置します

- 小学校に通う児童が、徒歩で通えるように全ての小学校区に設置します。

方策3：児童クラブの公費負担割合は1/2相当とします

- 国の児童クラブに対する費用負担の考え方は、児童クラブを運営するための費用である運営費の1/2相当を公費負担（国、県、市それぞれ1/6）とし、残りの1/2相当を利用者負担としています。
- 本市においても、持続可能で安定した運営を担保するため、国の考えに準じることとします。

6-2. 新たな方策

方策4：児童クラブを運営するに当たっての、市内統一の基準を策定します

- 児童クラブで提供するサービスの平準化・統一化を図るため、本市の児童クラブの詳細な運営基準を策定します。

【児童クラブ運営基準で規定する主な項目】

育成支援内容、開所時間、利用料、ひとり親家庭等の利用料の減免に関すること、児童クラブ運営を行う組織体制、研修体制、支援員の配置、支援員の賃金の考え方、地区の特性を生かした行事等の継続、地区の意向を児童クラブ運営に反映する会議の開催、防災及び防犯対策、苦情・相談対応 など

方策5：運営業務の委託先の見直しを行います

- 児童クラブ運営に伴う運営委員会の多大な事務負担の軽減や責任の明確化を図るため、一定の期限を設けた上で、同委員会から新たな運営主体へ移行することとします。
- 運営委員会に変わる運営主体として、市が選定した法人格を有する団体に、児童クラブの運営業務を委託することとします。

方策6：新たな運営主体に児童クラブを一括して業務委託することとします

- 本市の児童クラブで提供されるサービスの平準化を図るとともに、複数小学校区の児童クラブを一括して運営することによるスケールメリットを生かすため、全ての児童クラブを対象とし、2025年度から新たな運営主体に一括して児童クラブ運営を業務委託します。

方策7：(仮称) 放課後児童クラブ運営協議会を設置します

- 運営委員会をはじめ各地区の関係者との連携において地区の実情や特性を生かした運営は、本市の児童クラブ運営の強みであるため、運営委員会による運営が行われなくなった後も、運営委員会に代わり地区と児童クラブとの連携を維持していくため、(仮称) 放課後児童クラブ運営協議会を各小学校区に設置することとします。

方策8：児童クラブから高付加価値型サービスに参加できる仕組みを検討します

- 国が示した新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日制定）にもあるとおり、多様なニーズに対応するため、子どもの健全な育成を図る児童クラブの役割を徹底した上で、実費徴収により高付加価値型のサービスに円滑に繋げる仕組みについて検討してまいります。

7 方策の実現に向けて

新たな運営主体への移行スケジュール

- 児童クラブの運営主体の移行（運営委員会による運営から市が選定する新たな運営主体による児童クラブの一括運営へ）については以下のようなスケジュールとします。

運営委員会の意向に応じ	年 度							
	2019 (H31) (説明・準備期間)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
段階的な移行 (運営委員会による運営から5年以内を目途に段階的に移行)	◎当基本方針の公表 ○地区等への説明 ○運営基準の策定 ○新たな運営主体の選定	← (移行期間 5年間) →						
完全移行 (一括運営スタート)							→	

- 2019年度には、運営委員会や利用児童の保護者、支援員等の各小学校区の関係者の理解を得るため、広く周知・説明等を行い、本基本方針の理解促進及び啓発を図ります。
- また、本基本方針に基づく新たな児童クラブ運営基準を策定し、本市の児童クラブ事業についての更なる理解を得られるよう広く周知・説明等を行います。
- 2020年度から2024年度までの5年間を移行期間と位置付け、各小学校区の関係者と個別に協議を行いながら、その意向に応じて段階的に新たな運営主体の運営に移行していただきます。
- 2025年度からは、全ての児童クラブを対象とし、新たな運営主体における一括運営に完全移行するものとなりますが、各小学校区の関係者の意向を踏まえながら、移行期間の短縮の可能性についても随時検討してまいります。

児童クラブの運営体制（概略図）

